

様式 1

県収入証紙
(¥3900)

麻薬小売業者免許申請書 (記入例)

麻 薬 業 務 所	所在地	〒432-8023 浜松市〇区鴨江二丁目 11 番 2 号		
	名称	鴨江薬局		
麻薬施用者又は麻薬研究者 にあっては、従として診療 又は研究に従事する麻薬診 療施設又は麻薬研究施設	所在地	〒 (記入しない)		
	名称	薬局の許可番号, 許可年月日を記入		
許可又は免許の番号	医・歯・獣・薬・販売業・薬局 第1-000号	許可又は免 許の年月日	令和1年1月1日	
申請者 (その業務を行う役員を 含む。法人にあっては、 その業務を行う役員を 含む。)	法第51条第1項の規 (1) 定により免許を取り消 されたこと。	なし (全員なし)		
	(2) 法人の場合は「全員なし」と記入	なし (全員なし)		
	医事又は薬事に関する (3) 法令又はこれに基づく 処分に違反したこと。	なし (全員なし)		
備考	新規 ・ 継続	旧免許証の 年月日 R1年1月1日 番 号 124210000		
上記のとおり、免許を受 年 月 日	現在所持している麻薬免許証の年月日、番号を記入 年月日は有効期間の開始日(免許証の下から2行目)			
	住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒430-0946 浜松市〇区元城町 103 番地の 2 法人の所在地			
	氏 名(法人にあっては、名称) かぶしきがいしゃかもえしょうじ 株式会社鴨江商事 だいひょうとりしまりやく かもえたろう 代表取締役 鴨江太郎			
静岡県知事 川勝 平太 殿				

※ 添付書類

1. 麻薬の保管庫の位置を示す薬局の平面図及び保管庫の立体図(別紙参照)
2. 法人申請の場合は業務を行う役員の詳細を示した組織図(別紙参照)
3. 医師の診断書 (申請書裏面の内容のもの。法人の場合は業務を行う役員の数分必要)
4. 申請手数料 3,900 円

申請書提出部数 : 2 部 (1 部はコピーで可)

診 断 書

住 所

氏 名

明

大

昭

年

月

日

生

代表取締役及び業務を行う役員全員の診断書が必要です。

上記の者について、次のとおり診断する。

- 1 精神の機能の障害がない。
- 1 麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者でない。

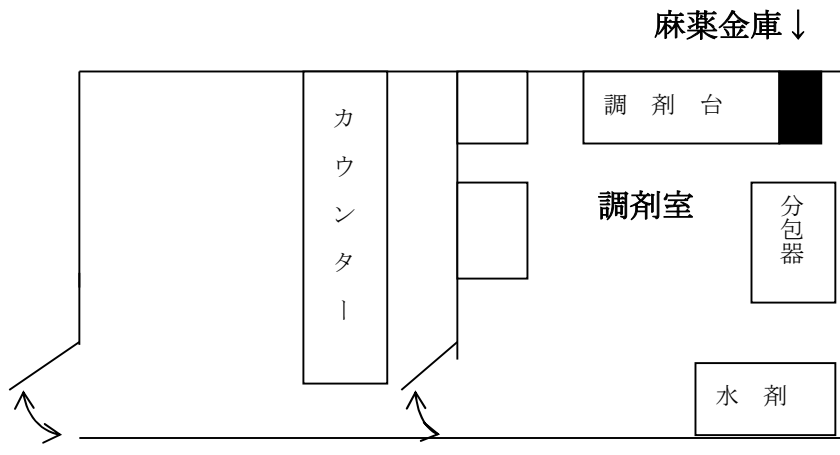
年 月 日

病院又は診療所の所在地

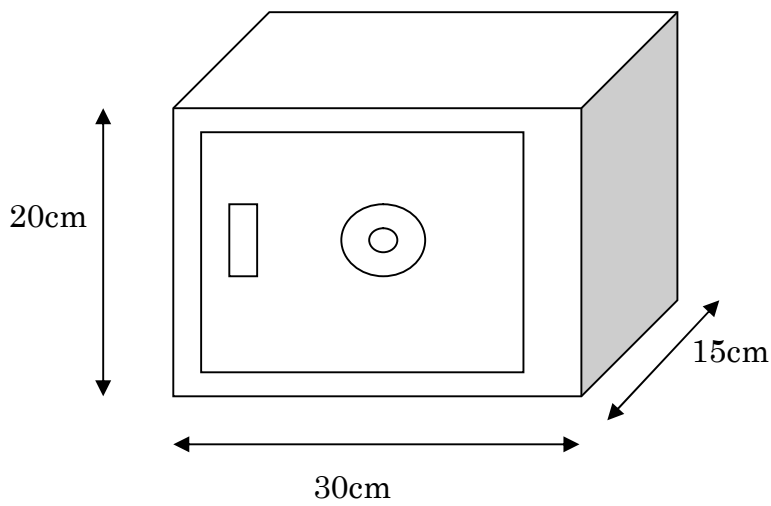
病院又は診療所の名 称

医 師 氏 名

< 麻薬の保管庫の位置を示す平面図（記載例） >



< 保管設備の立体図（記載例） >



ダイヤル鍵式麻薬金庫（下部をボルトで固定）

施錠方法を記載

重量式か、ねじ固定式か、固定方法を記載
（重量金庫の場合は重さも記載）

※ 登記事項証明書、組織規定図等の業務を行う役員の範囲を示す書類について

(参照通知 H31.4.25 付け部長通知 衛薬第 299 号
H18.6.2 付け部長通知 衛薬第 289 号
H12.3.31 付け部長通知 衛薬指第 908 号
S57.9.24 付け厚生省薬務局麻薬課長通知 薬麻第 589 号)

1 業務を行う役員とは

麻薬及び向精神薬取締法第 3 条第 3 項第 6 号の「法人又は団体であつて、その業務を行う役員」とは、

- ① 合名会社…定款に別段の定めがないときは社員全員
- ② 合資会社…定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- ③ 合同会社…定款に別段の定めがないときは社員全員
- ④ 株式会社（特例有限会社を含む。）…代表取締役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する執行役。
- ⑤ 外国会社…会社法第 817 条にいう代表者
- ⑥ 民法法人、協同組合等…理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。

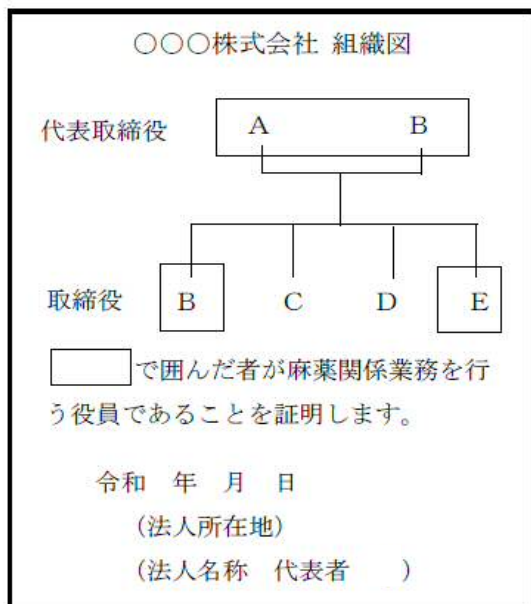
を指すものであること。

上記の免許に係る業務とは、当該免許申請に係る業務をいい、人事、総務、経理、広報等の総括的な業務は含まれない。

2 具体的な取扱い

麻薬取扱者免許申請に当たっては、麻薬及び向精神薬取締法施行細則第 2 条第 3 項の規定により、業務を行う役員の範囲を示した書類を添付することとされており、当該書類としては登記事項証明書等が考えられるが、別図 1、2 のような組織図に業務分掌を明示し、代表取締役社長等の最高責任者によって事実と相違ない旨の証明（記名）が付された書面が添付され、これにより、業務を行う役員の範囲が明示されている場合には、登記事項証明書等の添付は要しない。

(別図 1)



(別図 2)

